

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
に代り、休日の翌日
に代り、休日の翌日
に代り、休日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 争議行為の実施
- 農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果
- 土地改良事業計画の決定
- 農業協同組合が行う土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 基本測量の実施(二件)
- 都市計画事業の認可(三件)
- ◇ 選管告示
- 昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員補欠選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第四百三十一号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長長田中孝博から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

- 1 賃金引上げに関する要求の件
- 2 産業別最低賃金に関する要求の件
- 3 夏季一時金に関する要求の件
- 4 諸手当に関する要求の件

二 日時

昭和五十七年四月二十五日午前零時から本事件の解決に至るときまで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場(鳥取市及び国

府町)

四 概要

全面的、部分的、連続的又は断続的に、多種多様の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独に、又は併用して行う。

鳥取県告示第四百三十二号

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第十二条の規定に基づき、昭和五十六年度に実施した農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果を、次のとおり公表する。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

地 区	調 査 地点数	土		銅 壤		調 査 地点数	玄 米	
		カドミウム 最高値～最低値	平均値	最高値～最低値	平均値		カドミウム 最高値～最低値	平均値
大字 荒金	八	一・一七～〇・四三	〇・八七	三七一・六～八〇・四	一六〇・〇	三	〇・五七～〇・二八	〇・四三
大字 院内	三	〇・八三～〇・五九	〇・六九	三二六・七～一四八・四	二二四・六	二	〇・二二～〇・〇三	〇・一三
大字 長郷	四	〇・三四～〇・一四	〇・二二	二二〇・〇～一〇一・七	一一二・三	三	〇・四四～〇・〇三	〇・二二
大字 高住	四	〇・四四～〇・二五	〇・三三	二六二・〇～二〇・一	一四二・二	三	〇・五四～〇・〇八	〇・三二
大字 岩常	二四	〇・九七～〇・四四	〇・六五	二六一・九～九・三	二二六・一	一〇	〇・五五～〇・二三	〇・二八
大字 河崎	一〇	〇・九〇～〇・四二	〇・六五	二〇六・七～四五・五	一三八・二	五	〇・七六～〇・一〇	〇・三五
大字 太田	三	〇・七四～〇・五一	〇・六三	一九一・六～一三四・七	一六五・七	八	〇・五四～〇・〇八	〇・二九
合 計	五六		〇・六三		一四一・四	三四		〇・三〇

一 調査測定を実施した地域

小田川地域（岩美郡岩美町大字荒金、大字院内、大字長郷、大字高住、大字岩常、大字河崎及び大字太田地内）

二 調査測定の種類

特定有害物質等細密調査

三 調査測定の結果

水田の土壤及び玄米に含まれる重金属類の量（単位一キログラム中のミリグラム量）

鳥取県告示第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月十七日付けで倉吉市汗干一八番地佐々木泉ほか十八人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（北谷地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年四月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百三十四号

倉吉市越殿町一四〇九番地倉吉市農業協同組合から申請のあつた土地改良（西郷地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十

五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年四月十四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三十五号

昭和五十七年一月二十日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（志津地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年四月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三十六号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（吉田第四地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年四月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（二等天文測量）
- 二 作業期間 昭和五十七年五月十一日から同年八月十日まで
- 三 作業地域 日南町

鳥取県告示第四百三十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一基本図修正測量作業）
- 二 作業期間 昭和五十七年五月一日から同年十一月三十日まで
- 三 作業地域 鳥取市、倉吉市、福部村、郡家町、船岡町、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、日南町及び日野町

鳥取県告示第四百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称 鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・十四号東町公園

三 事業施行期間

昭和五十七年四月二十日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市東町三丁目地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 第二・二・十一号畑ヶ田公園

三 事業施行期間

昭和五十七年四月二十日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 倉吉市下田中字畑ヶ田及び字土亀田地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・三十三号旗ヶ崎二号公園

三 事業施行期間

昭和五十七年四月二十日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 米子市旗ヶ崎字呉服屋地蔵下タ地内
使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員補欠選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十七年四月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

公職の候補者の選挙運動に關する收支報告書要旨

- 1 (1) 選挙の種類 昭和57年3月14日執行鳥取県知事選挙
- (2) 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額 14,676,900円
- (3) 報告書の要旨

候補者氏名	牛屋 甫	所属党派	日本共産党
出納責任者氏名	幅 田 千富美	期 間	2月12日から 第1回分 3月27日まで

収 入	円	支 出	円
主たる寄附		人 家	—
(氏名、団体名)	(職業)	費 費	60,000
	(寄附額)	選 集	60,000
石尾 実	団体役員	会 合	—
250,000		場 費	73,370
江原 勝	”	通 信	18,380
250,000		費 費	431,500
津村勝光	”	告 費	118,750
50,000		費 費	1,380
裏坂憲一	農 業	食 費	90,760
30,000		費 費	54,420
大谷輝子	団体役員	泊 費	61,977
110,000			
日本共産党鳥取県	政 党		
184,537			
その他の寄附	4件		
36,000			
その他の収入	—		
—			
今 回 計	910,537	今 回 計	910,537
前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	910,537	総 計	910,537

報告書受理年月日 昭和57年3月29日 第1回報告分

候補者氏名	平林鴻三	所属党派	無所属
出納責任者氏名	落合林平		
2月17日から 期間 3月26日まで 第1回分			

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	1,081,500
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	624,480
	(寄附額)	選挙事務所費	549,780
平林こうぞう後援会	政治団体	集合会場費	74,700
		通信費	61,850
鳥取県中小企業政経協議会	"	交通費	392,928
鳥取県自治同志会	"	印刷費	1,046,000
	100,000	広告費	702,000
		文具費	109,480
		食糧費	261,275
その他の寄附	—	宿泊費	137,000
その他の収入	1,000,000	雑費	190,167
今回計	5,200,000	今回計	4,606,680
前回計	—	前回計	—
総計	5,200,000	総計	4,606,680

報告書受理年月日 昭和57年3月29日 第1回報告分

- 2(1) 選挙の種類 昭和57年3月14日執行鳥取県議会議員補欠選挙
- (2) 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 2,505,500円
- (3) 報告書の要旨

候補者氏名	熊谷正春	所属党派	無所属
出納責任者氏名	熊谷尊幸		
1月1日から 期間 3月15日まで 第1回分			

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	409,500
(氏名、団体名)	(職業)	選挙事務所費	—
	(寄附額)	集合会場費	—
		通信費	56,500
		交通費	102,000
		印刷費	586,000
		文具費	253,000
		食糧費	4,400
		宿泊費	170,516
その他の寄附	60件 270,000	雑費	—
その他の収入	1,351,636	今回計	1,621,636
今回計	1,621,636	前回計	—
前回計	—	総計	1,621,636
総計	1,621,636		

報告書受理年月日 昭和57年3月29日 第1回報告分

候補者氏名	藤井省三	所属党派	無所属
出納責任者氏名	中原進		
2月8日から 期間 3月27日まで 第1回分			

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	545,000
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	20,000
藤井省三後援会	政治団体	選挙事務所費	20,000
500,000		集会会場費	—
藤井省三後援藤和会	”	通信費	320,000
1,500,000		交通費	158,900
		印刷費	265,000
		広告費	203,400
		文具費	5,810
		食糧費	101,589
その他の寄附	—	宿泊費	—
その他の収入	—	雑費	94,008
今回計	2,000,000	今回計	1,713,707
前回計	—	前回計	—
総計	2,000,000	総計	1,713,707
報告書受理年月日	昭和57年3月29日	第1回報告分	

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】